

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月2日（火）午後3時05分から午後3時40分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 34（名）

会長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨		

13番	谷本 宏明	16番	堀田 善春
15番	兵頭 立士	18番	宮河 宣仁
17番	松浦 良規	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稲田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	6番	岡山 正喜
5番	氏原 邦弘		
9番	河野 順子	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守		
19番	松本 武雄	22番	山田 悅示
21番	薬師寺 悅子		

4. 欠席委員（13名）

農業委員 10番 清家 儀三郎 11番 高木 伯志

12番	武内 英二	14番	中尾 美千代
19番	山口 一光		

最適化推進委員	4番	上谷 一郎	7番	梶原 茂夫
	8番	木村 寛	10番	河野 秀雄
	11番	佐々木 新仁	18番	船田 満志
	20番	森崎 正	23番	伊藤 健二

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

13番	谷本 宏明	15番	兵頭 立士
-----	-------	-----	-------

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号	農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第4号	諸証明について (令和7年10月16日～令和7年11月14日までの事務局処理事案)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号	宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長	二宮 貴紀
------	-------

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。
携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《会長》

只今の出席委員は農業委員19名、農地利用最適化推進委員15名であります。定足数に達しておりますので、只今より令和7年12月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《会長》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、高木委員、武内委員、中尾委員、山口委員、清家委員、上谷委員、梶原委員、木村委員、河野秀雄委員、佐々木委員、船田委員、森崎委員、伊藤委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《会長》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に谷本委員、兵頭委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第4号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい失礼いたします。

議案の説明の前に、一点議案書の修正をお願いします。

議案書6ページ、農地法第5条の規定による許可申請承認についてのうち、番号18の農地区分についてですが、現地調査を行ったうえで地方局とも協議したところ、2種農地で問題ないとの見解となりましたので、農地区分を1種農地から2種農地に修正をお願いします。

修正は以上です。

(報告第1号から第4号までを議案書をもとに朗読、説明)

《会長》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《会長》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は7件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書5ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます

《会長》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求める。

《和田委員》

102番について説明いたします。◇◇◇◇さんは隣接している◇◇◇◇さんの農地を耕作することになりました。◇◇◇◇さんは、松山の住所になっておりますが、週3回JAえひめ南で勤務しており、耕作に問題はないと思います。以上です。

《西村委員》

103番と104番についてご説明いたします。どちらも所有権の移転でございます。

103番について、◇◇◇◇さんは以前から家の近くで家庭用の野菜を作りたいということで、横にあります農地を譲って欲しいという希望を持っておったわけですが、この度、◇◇◇◇さんと話がつきまして、所有権の移転という形になりました。問題ないと思います。

104番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは、ちょうど1年前になりますが、娘さんのいる北海道に行きました、今誰もいない状態でして。◇◇◇◇さんがそちらを所有権移転という形で、この度話がまとまりました。こちらも問題ないと思います。以上です。

《加賀山委員》

105番、106番について説明いたします。◇◇◇◇さんは高齢により経営縮小をしたいということで、耕作をしてくれる人を探していましたところ、◇◇◇◇さんが耕作をするということで、所有権移転で話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、問題ありません。

106について説明いたします。◇◇◇◇さんは高齢により経営規模を縮小をしたいということで、耕作をしてくれる人を探していましたところ、所有権移転という形

で、◇◇◇◇さんが耕作されるようになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。

《小清水委員》

107番について説明いたします。◇◇◇◇君と◇◇◇◇さんは親子関係でございまして、先月も出ておりましたが、農地を生前贈与するということでございましたが、一筆だけ、乙619番地だけ抜けていたということで、今回それを補完するという意味で議案として出ております。何ら問題はないと思います。以上です。

《酒井委員》

108番について説明をさせていただきます。◇◇◇◇さんは新規ではございますが、自宅近くで自家消費の野菜を作りたいということで、土地を探しておりました。そこで◇◇◇◇さんが、昔作っていた土地、今はちょっと荒れているんですが、そこを売るということになりましたので、◇◇◇◇さんが作りたいということで売買が成立いたしました。特に問題はないかと思われます。

《会長》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙手全委員)

《会長》

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、宅地拡

張が1件、一般個人住宅・資材置場が1件、貸住宅が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。7ページから8ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《会長》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《宮河委員》

18番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて、宅地拡張するという申請です。この案件については、11月26日に会長をはじめ関係者にて、現地調査を行っております。この農地を転用することによって周囲に被害はなく、問題ないと思います。

《酒井委員》

19番について説明をさせていただきます。◇◇◇◇さんの土地を、◇◇◇◇さん他1名、これ奥さんでございますが、買い付けるということで。この方は真珠養殖業ではございますが、こちらの方で今度新しく、倉庫の方でアクセサリー等を作りたい。また、資材置き場も欲しいということで、探しておりました。そこで、◇◇◇◇さんとの間に売買が成立しまして、この度転用するような申請となりました。周り、両隣とも住宅に囲まれており、特段問題はないかと思われます。

《末光委員》

20番について説明いたします。◇◇◇◇さんの所有の柿畠を、◇◇◇◇さんが集合住宅及び露天駐車場に転用するということで、所有権の移転です。

それで、申請地は北側西側は市道、東側南側においては住宅です。排水は、北市道に埋設してある下水道に接続工事を行うということを聞いております。先日、11月26日に小清水会長以下、関係者立ち会いのもと、現地調査を実施しました。何ら問題ないと思います。

《会長》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。宇和島市長より農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。

番号5、申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。現地はすでに林地化しており、非農地現況証明願が提出済みでございます。10ページに位置図を添付しております。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《井上惣一委員》

失礼します。10月の27日に、小清水会長と事務局の方と現地調査を行って参りました。問題はありませんでした。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《会長》

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして、12ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が28,812.00m²、畑が890.00m²、樹園地が9,487.00m²、合計39,189.00m²となっております。所有権の移転はありませんでした。

なお、今月の促進計画（案）のうち16ページの番号180についてでございますが、こちらについては相続人の一人が判明しておりますが、相続人が多数になっており、持ち分の1/2を超える相続人が判然としない、いわゆる所有者・相続人不明農地となっております。

この場合、農地中間管理機構からの相続人探索要請を受けて、農業委員会が所有者の配偶者及びその子までの相続人および申請者がその存在を知っている相続人を探索し、貸付への同意を確認します。その結果、この範囲の相続人では持ち分の1/2を超える同意にいたらない場合には、農業委員会が共有者不明農地に農地中間管理権を設定する旨2か月間公示し、特に異議等無ければ利用権が設定できるようになります。

本案件の農業委員会の審議としましては、権利の設定を受ける者が適正に農地を利用できる者かどうか、という観点でご審議いただければと思います。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、180番の所有権の同意要件を除いて、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《会長》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

164番について説明いたします。利用権設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおり、問題ありません。

165番について説明いたします。利用権設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取

り組んでおられ、問題ありません。

166番について説明いたします。利用権設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられ、問題ありません。

167番について説明いたします。利用権設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられ、問題ありません。

《末光委員》

168番について説明いたします。この案件は、事前に私の方に連絡なしです。この書面通り説明させてもらいます。◇◇◇◇さんの水田を契約20年で◇◇◇◇さんが耕作する、という案件です。以上です。

《駄長委員》

169番について説明をいたします。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作をする、というものです。◇◇◇◇さんは熱心な柑橘専業農家で、問題はないかと思います。以上です。

《加賀山委員》

170番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に耕作をされており、何ら問題ありません

《小清水委員》

171番、172番をいたします。171番の◇◇◇◇さん、この方はですね、もともと喜佐方の方で◇◇◇◇の娘さんと結婚して養子に入られたような形で◇◇になつております。親から相続いたしました水田があるわけですけども、農業はしておりませんので、これまでも基盤法で◇◇◇◇が耕作を行つておりました。また、172番につきましては、◇◇◇◇さんも農業はしておらずに、JRの方に工事の方で勤めております。そういう形ですね、地元の水田ですが、これも基盤法で◇◇◇◇がこれまで耕作しておりますので、二筆両方とも、これからも◇◇◇◇が耕作するということでございまして、なんら問題はございません。

《上甲委員》

173番について説明いたします。◇◇◇◇さんが三間町音地に所有する農地の耕作者を探しておりましたが、近所に住む◇◇◇◇さんが耕作するようになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおりますので、問題ありません。

《竹葉委員》

174番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇

さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは80歳と高齢ですが、健康面は今のところ問題なく、元気な間は頑張ってみたいと言われており、問題ないかと思います。同集落では耕作できる人が限られており、高齢の方でも頼らざるをえないが現実があり、やむを得ないかと思います。

ちょうど担当である高木委員欠席のため、代わりに竹葉が175番、176番について説明します。175番、176番一緒に説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんは耕作できないため、耕作できる人を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは会社退職後真面目に農業に取り組まれており、問題ありません。以上です。

《松浦委員》

はい、すいません。177番について説明します。◇◇◇◇さんは、高齢ですがまだ会社勤めされております。耕作できないので耕作者を探しておきましたら、近所の◇◇◇◇さんが耕作できるということで、◇◇◇◇さんは熱心に水稻の方やられておりまして、特に問題ないと思います。

《岡山委員》

178番について説明いたします。設定をする◇◇◇◇さんは個人で耕作されていたのですが、農業機械等が古くなり耕作が困難になってきたので、同じ自治会で作業している◇◇◇◇に任せる、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇はこの波岡自治会の全てと言っていいぐらいの水稻を作っている組合でありまして、何も問題ないと思います。

《宮河委員》

179番について説明いたします。179番の利用権設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇が耕作すると、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

《松本委員》

180番について説明いたします。180番は中島次長が説明した通りの案件なんですが、◇◇◇◇さんと、◇◇◇◇さんの相続人、◇◇◇◇さんと契約の更新ということで、今まで基盤法だったんですが今度は中間管理機構を介して契約を続行するという、そういう案件です。何ら異議ありません。

《会長》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案の通り承認することと決定いたします。以上で令和7年12月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
